

第67回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付 における主な注意点について

本資料は、第67回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付における主な注意点について概要をまとめたものです。

地方版総合戦略について

(1) 地方創生整備推進交付金及び企業版ふるさと納税に係る地域再生計画認定申請において提出する地方版総合戦略

各地方公共団体における地方版総合戦略（以下「戦略」という。）について、本認定回の認定申請日前後において戦略の終期を迎える場合は、地域再生計画の認定申請においては、地方創生整備推進交付金・企業版ふるさと納税をそれぞれ活用する事業の事業実施期間（以下「事業期間」という。）の始期（交付金については交付決定日）において計画期間にある戦略を認定申請書類として提出してください（事業期間中に現行戦略の終期を迎える場合は、次期戦略の提出が必要となる場合があります。）。また、原則として、現行戦略と次期戦略は「切れ目が生じないように」策定することが必要ですが、次期戦略の策定が認定申請時期までに間に合わない場合は、次期戦略を認定申請時点版（案）で御提出いただき、新しい戦略における事業期間の始期（交付金については交付決定日）までに策定し、速やかに確定版を内閣府地方創生推進事務局まで御提出いただく必要があります（提出方法については、後日お知らせいたします。）。

なお、今般提出予定の戦略が読替え通知等により延長した場合であって、当該戦略自体の記載を変更しなかったときは、戦略と併せて当該読替え通知等を御提出ください。

（例）企業版ふるさと納税を活用する事業の事業期間の始期が令和5年4月1日である場合において、次期戦略の計画開始日が

○令和5年4月1日までの場合

- ・ 次期戦略※

○令和5年4月2日から令和6年3月31日までの場合

- ・ 現行戦略（次期戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）
- ・ 次期戦略※

○令和6年4月1日以降

- ・ 現行戦略（次期戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）

※ 次期戦略の策定が認定申請時点までに間に合わない場合は、次期戦略を認定申請時点版（案）で御提出ください。確定版の提出方法については、後日御連絡させていただきますが、新しい戦略における事業期間の始期（交付金については交付決定日）までには策定し、速やかに確定版を内閣府地方創生推進事務局に御提出ください。

(2) 地方版総合戦略の策定に伴い地域再生計画を変更する場合の取扱い

素案段階の次期戦略を基に作成し、認定申請を行った地域再生計画について、次期戦略（確定版）が作成されるに当たり、素案段階から内容が変更となった場合であって、基本目標の施策分野が変更される等、地域再生事業の内容に大幅な変更がある場合（例：基本目標1 雇用を創出する → 基本目標1 育児・子育てを支援する）は、次回の認定回で変更認定申請を行ってください。

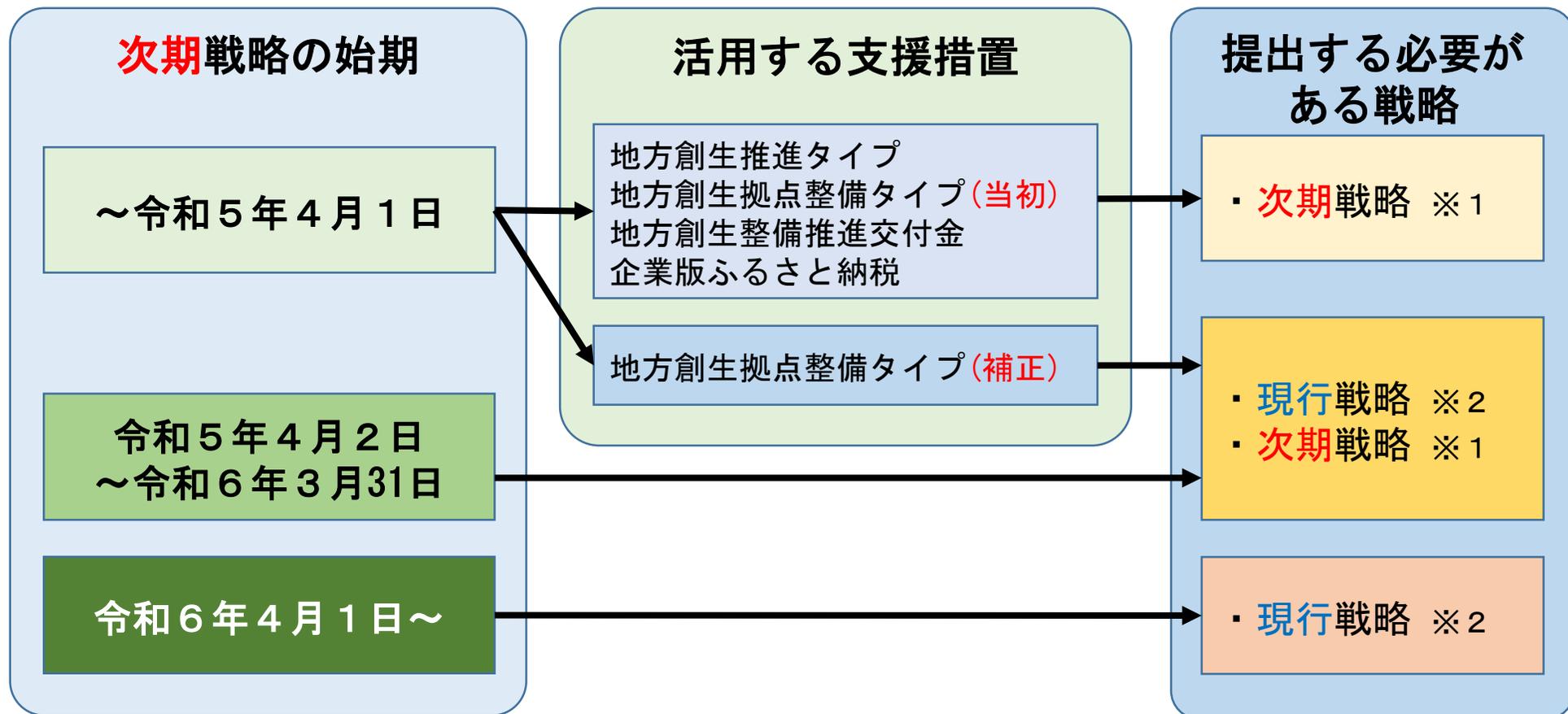
また、前期の戦略を基に作成し、認定された地域再生計画について、次期戦略策定に伴い、地域再生事業の内容に大幅な変更があった場合は、本認定回で変更認定申請を行ってください。

第67回地域再生計画認定において提出する地方版総合戦略について

○デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ・地方創生拠点整備タイプ・地方創生整備推進交付金）及び企業版ふるさと納税を活用する事業（以下「交付金等」という。）の事業期間（以下「事業期間」という。）中は、地方版総合戦略（以下「戦略」という。）に切れ目が生じないよう戦略を策定することが必要となります。

次期戦略の始期は、現行戦略の終期と連続するように切れ目なく設定してください。

○また、交付金等に係る地域再生計画の認定申請においては、交付金等の事業期間の始期（交付金については交付決定日）の時点で計画期間にある戦略の提出が必要です（事業期間中に現行戦略の終期を迎える場合は、次期戦略の提出が必要となる場合があります。）。



※1 次期戦略の策定が認定申請時点までに、間に合わない場合は、次期戦略を認定申請時点版（案）で御提出ください。確定版の提出方法については、後日御連絡させていただきますが、新しい戦略における事業期間の始期（交付金については交付決定日）までには策定し、速やかに内閣府に御提出していただく必要があります。

※2 事業期間中に現行戦略の終期と次期戦略の始期に間隙が生じないようにしてください。